

在日外国籍住民の政治的参加を補完する市民社会の役割に関する一研究
—「コムスタカ—外国人と共に生きる会」を事例に—

A Study about the Roles of Civil Society in Complementing the Political Participation of Foreign
Residents in Japan

—A Case Study of NGO “Kumusutaka-Association for Living Together with Migrants”—

百瀬 圭吾 (立教大学大学院 法学研究科)

Keigo MOMOSE (Rikkyo University, Graduate School of Law and Politics)

キーワード: 在日外国籍住民、人権保障、政治的参加、市民社会、NGO

1. 在日外国籍住民の政治的権利の現状

1980 年代後半を境に、在日外国籍住民¹の数は増加し、現在 283 万を超えている²。しかし、これらの人々は、どれほど日本に長く居住していても、国籍を保持していないことを理由に、参政権を保障されていない³。国民ではないことを理由に地方参政権さえも保障されていない日本の現状は、他の先進諸国の動向⁴に比べ異例である。このような現状は、多文化社会へ向かっての大きな課題とも言えよう。

社会的、経済的、あるいは文化的権利については、1970 年代から在日コリアンをはじめオールドカマーの運動の成果や (チャン、2012)、さらには、1982 年の難民条約批准後、同条約に定められた内外人平等原則に基づいて国籍条項が廃止されたことで、その一部が保障されてきた (滝澤、2019)。そして、政治的権利⁵、とりわけ参政権についての議論も、1990 年代には国政レベルで展開されたが、2000 年以降、政権交代や改憲等の動きの中で、それらの動きは立ち消えてしまったままである (近藤、2019)。一方で、地方自治体レベルでは、「川崎市外国人市民代表者会議」のような取り組みをはじめ、外国籍住民の目に見える増加やこれらの人々からの請願、地方自治を所管する総務省からの指針等を受けて、それぞれの自治体なりの取り組みが続けられてきた (樋口、2019)。

2. 在日外国籍住民の人権保障に向けた NGO の取り組み

このような現状から、在日外国籍住民の人権保障は、未だ発展段階にあることは明白である。しかし、出入国管理及び難民認定法 (以下、入管法) が大きく改正された 1990 年前後から、市民社会⁶においては、増え続ける外国籍住民への支援が活発化し始めた。このような移民や難民を支援する NGO やボランティアが拠り所としたのは、国際的な人権保障の枠組みであり、それらに照らしてグローバルな人の移動を捉え、在日外国籍住民の人権保障に向けてさまざまな活動を展開してきた。

本論では、その 1 つの事例として、熊本で 1985 年から草の根レベルで外国籍住民の支援に息長く取り組んできた「コムスタカ—外国人と共に生きる会」を取り上げている。コムスタカは、入国管理局に

¹ 外国籍住民とは、英語表記の *foreign residents* に相当する。

² 法務省・2019 年・令和元年 6 月末現在における在留外国人数について (速報値)

<http://www.moj.go.jp/content/001308162.pdf> 2020 年 3 月 2 日最終アクセス

³ チャンの研究によれば、一般的に外国籍住民の「帰化」の目的は、必ずしも政治的権利の享受を目的として行われず、むしろ国外退去とならないための地位の取得等のために行われているという (チャン、2012)。

⁴ OECD 諸国とロシアを含めて、日本だけが外国人の参政権を全く認めていない (菅原、2017)。

⁵ 政治的権利とは、政治過程に参加することとともに、政治過程に参加する時に重要な機能となる権利 (平等原則や表現の自由、裁判を受ける権利等) の総称と捉えられる (上掲書)。

⁶ 市民社会とは、非政府かつ非営利で、なおかつ公的なアクターを指す (坂本、2017)。

よって不当に在留資格を取り消された外国籍住民と共に、法律家とも連携しながら、入国管理局に対する民事訴訟を数多く行ってきた。このようなコムスタカの取り組みは、政治的権利が脆弱な外国籍住民自身が、法や権利の主体として自ら請願し、要求していく可能性を考えていく上で大変有効な事例である。コムスタカが関わってきた訴訟の中には、全国的に画期的な判決を得たものもあり、本論では判例化もされて、法務大臣が定める省令を改変させるまでに至った、ある中国帰国者家族の訴訟⁷について検討している。

3. 在日外国籍住民の政治的参加を補完する NGO の役割

”Democratic Iterations (民主的な反復)”という独自の仮説を提起したことで知られるアメリカの政治哲学者ベンハビブは、グローバルな人の移動における移民や難民の人権保障に際しては、19世紀以来の国民国家の枠組みでは十分に対応しきれないことを指摘した (Benhabib, 2011)。さらにベンハビブは、人の往来が流動的なグローバリゼーションの時代においては、ある国家の国民ではない人々もその国家に暮らしている実態を尊重され、その国家を司る法の立法過程に参加し、意見表明する主体となれる制度構築の必要性を説く。その制度構築のための具体的な方法として、この Democratic Iterations を提起し、「言語学的、法的、文化的、そして政治的な改変と実施、また廃止の繰返し」(Benhabib, 2006)によって、より良い民主主義の進展を示している。

本論で検討した中国帰国者家族の訴訟とその訴訟においてコムスタカが果たした役割について、このベンハビブの仮説に照らすとき、これは、日本における Democratic Iterations の実践であったと解釈することができるのではないだろうか。この訴訟は、在日外国籍住民自身が日本国籍を保持せずとも、自らを統制・管理する日本の入管法制の問題点を指摘し、その法制の主体として自らの要求を国家に対して提起した出来事であった。そしてコムスタカは、そのような機会を創り出すことで、在日外国籍住民という「他者」の政治的参加を内側から補完したと言えるだろう。

以上から、国政や地方自治体ではなかなか進展の見られない在日外国籍住民の政治的権利は、政治的参加を促進することで、ゆっくりと市民社会から切り拓いていくことができる可能性をこの事例が示している。そして、コムスタカのような移民支援に取り組む NGO の実践は、在日外国籍住民の人権保障のための新しいアドボカシーの形でもあると考察した。

参考文献一覧

- 近藤敦・2019年・『多文化共生と人権 諸外国の「移民」と日本の外国人』・明石書店
坂本治也・2017年・「市民社会論の現在—なぜ市民社会が重要なのか」・坂本治也編・『市民社会論 理論と実証の最前線』・法律文化社
菅原真・2017年・「政治的権利」・近藤敦編・『外国人の人権へのアプローチ』・明石書店
滝澤三郎・2019年・「インドシナ難民の定住・社会統合状況」・滝澤三郎・山田満・『難民を知るための基礎知識』・明石書店
チャン, エリン・エラン(阿部温子訳)・2012年・『在日外国人と市民権—移民編入の政治学』・明石書店
樋口直人・2019年・「多文化共生—政策理念たりうるか」・高谷幸編・『移民政策とは何か 日本の現実から考える』・人文書院
Benhabib, Seyla, 2006 *Another Cosmopolitanism*. Oxford University Press.
Benhabib, Seyla, 2011 *Dignity in Adversity—Human Rights in Troubled Times*. Polity Press.

⁷ 平成 15(行コ)13 退去強制令書発付処分取消等請求控訴事件